

令和2年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

令和2年3月3日 午前10時06分開会

1. 出席議員（14名）

1番	桜井	和子	8番	河原井	大介	君
2番	加藤木	直君	9番	関	誠一郎	君
3番	猿田	正純	10番	阿久津	則男	君
4番	藤咲	芙美子	11番	小林	祥宏	君
5番	片岡	藏之	12番	杉山	清	君
6番	菌部	一	13番	鯉淵	秀雄	君
7番	三村	孝信	14番	小坪	孝	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副町	長	仲田	不二雄
教育	長	高岡	秀夫
代表監査委員		加藤木	昭博
まちづくり戦略課	長	大曾根	直美
総務課	長	鯉淵	和己
町民課	長	雨宮	忠芳
財務課	長	山崎	秀樹
税務課	長	鈴木	貴司
健康保険課	長	阿久津	忠昭
長寿応援課	長	井上	優
福祉こども課	長	増井	栄一
農業政策課	長	山口	成治
都市建設課	長	園部	繁
下水道課	長	皆川	尊志
会計管理者（会計課長）		小林	正雄
水道課	長	高瀬	浩文

農業委員会事務局長 片岡 宗徳
教育委員会事務局長 小林 克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 阿久津 雅志
書記 町田 めぐみ
書記 高丸 哲史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年3月3日（火曜日）

午前10時06分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第1号 専決処分第1号（令和元年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについて
日程第4 承認第2号 専決処分第2号（令和元年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて
日程第5 議案第2号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第3号 城里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第4号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第5号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第6号 城里町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第7号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第8号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第9号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第10号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例につ

いて

- 日程第14 議案第11号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第13号 城里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第19 議案第16号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第20 議案第17号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第18号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第19号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第20号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第24 議案第21号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第22号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算について
- 日程第27 議案第24号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第26号 令和2年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第33 議案第30号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第34 城里町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第35 城里町議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第1 笠間地方広域事務組合議会議員の辞職許可について
- 追加日程第2 選挙第1号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第3 水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞職許可について
- 追加日程第4 選挙第2号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職許可について
- 追加日程第6 選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第7 議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

承認第1号

承認第2号

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第8号

議案第9号

議案第10号

議案第11号

議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

議案第21号

議案第22号

議案第23号

議案第24号

議案第25号

議案第26号

議案第27号

議案第28号

議案第29号

議案第30号

城里町議会常任委員会委員の選任について

城里町議会運営委員会委員の選任について
笠間地方広域事務組合議会議員の辞職許可について
選挙第1号
水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞職許可について
選挙第2号
茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職許可について
選挙第3号
議案第31号

午前10時06分開会

町民憲章唱和

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小唄 孝君） 着席をお願いいたします。

表彰状の伝達

○議長（小唄 孝君） 開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

このたび茨城県町村議会議長会から多年にわたり地方自治発展に寄与された功績により、7番三村孝信君に表彰状が贈られております。

7番三村孝信君は壇上にご登壇をお願いいたします。

[表彰状伝達]

○議長（小唄 孝君） 以上で表彰状の伝達を終了いたします。

議長挨拶

○議長（小唄 孝君） それでは、令和2年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、令和2年度当初予算などをご審議いただく会議であります。よろしくご審議のほどお願いするものであります。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可いたします。咳のエチケットに注意くださるようお願いいたします。

議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 続いて、出席議員についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は14名です。

開会の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小唄 孝君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小唄 孝君） 日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。
令和元年12月、令和2年1月、2月における各会議等の出席状況はお手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小唄 孝君） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、城里町議会会議規則第123条の規定により
11番 小林 祥 宏 君

12番 杉山 清君

13番 鯉渕 秀雄君

の以上3君をご指名申し上げます。

会期の決定

○議長（小坏 孝君） 引き続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、関議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 関 誠一郎君。

〔議会運営委員長 関 誠一郎君登壇〕

○議会運営委員長（関 誠一郎君） 去る2月25日に議会運営委員会を開催し、本定例会に提案されます承認2件、議案29件、人事案件2件、報告31件、合わせて64件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。

その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から3月13日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、一般質問の日程ですが、8日目に行うことといたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小坏 孝君） お諮りいたします。

ただいま関議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から3月13日までの11日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月13日までの11日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人4名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長 上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和2年第1回議会定例会を招集しましたところ、公私ともにお忙しい中、ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

今定例会は、町条例の改正をはじめ、令和2年度の一般会計当初予算など承認2件、議案29件の計31件につきましてご審議をいただくものです。慎重審議を賜りまして適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和2年度施政方針

○議長（小坏 孝君） これより令和2年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日ここに、令和2年城里町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき、ありがとうございます。

今定例会は、令和2年度の当初予算をはじめ重要議案の審議をお願いするに当たり、私の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、令和の幕開けとなった昨年は、自然の猛威を感じさせる年となってしまいました。昨年10月の台風19号は、城里町に過去最大の洪水被害をもたらしました。100棟を超える建物が床上浸水し、多くの方が生活の場所を奪われ、貴重な財産や思い出の品を失いました。被災された皆様に心を痛み、お見舞いを申し上げますとともに、速やかな復旧・復興と地震や洪水による被害の防止に全力で当たる所存です。

水害からの復旧・復興については、議会よりお認めいただいた災害復旧・復興予算の速やかな執行に努めます。主要な道路などの復旧は早期に終わっていますが、特に今後の農繁期に向けて農作業への影響を与えないよう、河川及び農地の復旧について、あらゆる手段を尽くしてスピード感を持って進めてまいります。

また、住宅などの生活基盤に関する被害を受けた皆様に対して、支援策が漏れなく適用されるよう、制度の周知や申請方法の丁寧な説明など、きめ細やかな対応をしてまいります。

今後の自然災害による被害を防止・軽減するため、防災行政無線システムの早期整備を図ります。台風19号による全国的な被害を受けて、迅速に避難指示等の防災情報を全ての住民に伝えることの重要性が再認識されました。適切な避難行動が生命と財産への被害防

止・軽減につながるため、総務省は大臣名で防災行政無線戸別受信機の配布を進めるよう、各自治体に要請文を発出しております。

当要請は当町も受領しており、住民の生命と財産を守るため、今議会におきまして、全戸配布を前提とした防災行政無線システム整備に関する工事請負契約について、議会の承認をお願いするところであります。

一方、新時代令和の幕開けにふさわしい明るいニュースもありました。

昨年12月に高久地区において、アイジー工業が約35億円を投資した新工場が竣工しました。その隣では、フォーテックカワベ社が約14億円を投資して、今年4月の完成を目指して工場の増築を行っております。2社合わせて約50億円もの設備投資が、この城里町高久地区において行われているところです。これは、茨城県の県央地区でも有数の大規模投資となっております。

石塚地区においては、新たにドラッグストアの進出があり、新店舗の建設工事がほぼ完了し、開店を待つばかりとなっております。

工業、商業ともに令和の幕開けに合わせるように、大型投資がこの城里町で行われていることは、城里町の魅力・潜在的な発展の可能性を企業が高く評価してくださっていることの一つの証でありましょう。

また、七会町民センター「アツマーレ」を拠点とする水戸ホーリーホックは、過去最高の順位・勝ち点・観客動員を達成し、大きな躍進を見せました。「アツマーレ」で技術を磨いた選手が日本のA代表やオリンピック代表にも選ばれ、大活躍をしています。

廃校であった旧七会中学校が、日本を代表する一流のサッカー選手を育成する場所へと生まれ変わったことは誇らしいことです。城里町で日本を背負い、世界へ羽ばたく人材が育っています。国から助けをもらうばかりでなく、城里町が国全体に対して貢献し、一つの役割を果たしています。

水戸ホーリーホックの勢いに負けず、物産センター山桜も好調であり、売上げは過去最高記録を更新し続けています。

また、ふれあいの里も過去最高の売上げ記録を2年連続で更新しているところです。

「やればできる」城里町、「まだまだ伸びる」城里町、そんな言葉を毎年申し上げているところですが、今まさにそれを実感しているところです。

さて、令和2年度予算は一般会計が約125億円となり、過去最高規模の予算となりました。これは、数十年に一度しかない環境センター新築工事約20億円及び衛星センター更新工事約3億円が本格化したことによるものです。この2つの工事合計で23億円を計上しておりますので、これを除くと一般会計予算は102億円となり、平年よりも新規事業を控えた小規模な予算であると言えます。

新規事業を抑えつつも、未来のための事業は着実に進めていきます。産業振興の分野では、「道の駅かつら」建て替え事業に着手します。茨城県第1号の道の駅として着実な実

績を上げてきました「道の駅かつら」については、那珂川大橋の架け替えに伴い、数年後には移転することが必要となりました。近年、県内各地で大規模な道の駅開設が続いており、茨城県における道の駅のパイオニアである「道の駅かつら」も、新時代にふさわしく、他の新しい道の駅に比較して見劣りしない魅力的な施設に生まれ変わらなければなりません。そのために、令和2年度は基本構想及び基本計画の策定に関わる費用を計上しております。

子育て支援の分野では、石塚小学校及び常北小学校の放課後児童クラブ施設の新築を進めます。石塚小学校においては施設老朽化の改善、常北小学校においては専用室面積の拡充を図ります。3歳以上の保育料・幼稚園授業料の無償化が浸透し、共働き家庭の比率がさらに高まる中、放課後児童クラブを利用したい全ての子供たちに快適な環境を提供することは、未来のために必要な投資であると確信しております。

そのほか、義務教育の分野では、昨年度は小・中学校全ての教室にエアコンを配備しましたが、今年度は国が示すGIGAスクール構想に基づいた支援策を活用しつつ、小・中学生1人1台のタブレット端末の配備を目指して、高速通信インターネット環境整備など情報通信設備の整備を進めます。

インフラ投資も手を抜くことはありません。都市建設・水道・下水道の各分野において、改良工事と修繕工事を合わせて合計約14億7,000万円を投じます。特に、学校周辺の道路や河川の整備、老朽化した水道管の更新、増井地区の下水道整備などに重点的な予算配分を行っております。いずれも城里町の未来のため必要な事業と判断しております。

以上、令和2年度における主な政策の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度予算編成については、創意と工夫により財源の確保に努め、昨年行った町政懇談会や各種団体との対話集会等で町民の皆様からお伺いいたしましたご意見等についても考慮いたしました。

全体的には、健全な財政運営を堅持するため、経費の無駄を省くとともに、限られた財源を未来のための事業に重点的かつ効率的に配分いたしました。

令和2年度一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり125億700万円で、前年度比11.9%の増となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、急速な高齢化や疾病の多様化、医療の高度化等に伴い、医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況が続いております。

このような状況の中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定については、七会診療所に内科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、へき地及び医療が不足している地域の医療機関として保健医療を担っております。福祉機関と緊密な協力・調整を行い、医療・保健・介護予防等、地域医療の連携を推進し、経営の健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に信頼される診療所を目指してまいります。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、国民健康保険特別会計と同じく、年々医療費の増嵩が見込まれ、厳しい財政状況ではありますが、現制度の中で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めてまいります。

なお、医療給付費の支払い及び保険料の賦課は、茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険事業については、公正で公平な要介護認定に基づき、適正で的確な保険給付に努め、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、第7期介護保険事業計画を基に、介護予防に重点を置きつつ、高齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

町が直営しています地域包括支援センター業務の中で、介護予防プランを作成し、居宅介護予防支援サービス事業に取り組んでいます。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、地方公営企業法の適用を進め、会計の透明化を進めるとともに、広域化を視野にした検討も進め、経営の効率化や普及率の向上を図ってまいります。

農業集落排水特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、5地区が順調に稼働しております。農業集落排水事業についても地方公営企業法の適用を進め、会計の透明化を進めるとともに、処理施設の効率的な稼働を目指し、経費の削減に努めてまいります。

水道事業会計について申し上げます。

安全で安心な水の安定供給を図るため、取・導・浄・送配水施設の耐震診断を行い、老朽化した水道施設の計画的な更新事業を実施するとともに、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化及び省力化に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

結びとなりますが、今後とも町民との対話、町民との協働を図りながら、まちの将来像である「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご協力をお願い申

上げます。

-
- 承認第 1 号 専決処分第 1 号（令和元年度城里町一般会計補正予算第 8 号）の承認を
求めることについて
- 承認第 2 号 専決処分第 2 号（令和元年度城里町一般会計補正予算第 9 号）の承認を
求めることについて
- 議案第 2 号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 城里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例について
- 議案第 5 号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 城里町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 議案第 9 号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 13 号 城里町公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 14 号 町道路線の認定について
- 議案第 15 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 16 号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第 10 号）について
- 議案第 17 号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 18 号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 19 号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 20 号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 21 号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につい
て
- 議案第 22 号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 23 号 令和 2 年度城里町一般会計予算について
- 議案第 24 号 令和 2 年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 25 号 令和 2 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 26 号 令和 2 年度城里町介護保険特別会計予算について

議案第 27 号 令和 2 年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

議案第 28 号 令和 2 年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第 29 号 令和 2 年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小塚 孝君） これより、日程第 3、承認第 1 号 専決処分第 1 号（令和元年度城里町一般会計補正予算第 8 号）の承認を求めることについてから日程第 32、議案第 29 号 令和 2 年度城里町水道事業会計予算についての 30 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和 2 年第 1 回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、承認第 1 号 専決処分第 1 号（令和元年度城里町一般会計補正予算第 8 号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,554 万 4,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 114 億 7,907 万 3,000 円としたものです。

歳入では、県支出金及び繰入金を追加し、国庫支出金を減額したものです。

歳出では、農林水産業費を追加し、災害復旧費は財源更正を行ったものです。

次に、承認第 2 号 専決処分第 2 号（令和元年度城里町一般会計補正予算第 9 号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,389 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 115 億 3,296 万 9,000 円としたものです。

歳入では、国庫支出金及び繰入金を追加したものです。

歳出では、衛生費及び災害復旧費を追加したものです。

次に、議案第 2 号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、令和元年 12 月 16 日から施行されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、引用している法律の題名及び条項を改正するものです。

次に、議案第 3 号 城里町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度に移行することに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、会計年度任用職員についても職務の宣誓が必要となるため、その文言を追加するものです。

次に、議案第 4 号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。特別職の職員の給与に関する法律が改正された

こと、また特別職給料の減額についても一部継続することに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、法律の改正に伴い、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、年間3.4月分とし、特別職のうち、町長の給料を引き続き5%減額するものです。

次に、議案第5号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、町職員の住居手当の基準となる家賃額の下限を4,000円、上限を1,000円引き上げるものです。

また、町職員の給与についても平均0.13%引き上げ、勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末勤勉手当を年間4.5月分とし、行政職基準職務3級の書記を主任書記に改正、4級については職務を追加するものです。

次に、議案第6号 城里町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例についてですが、都道府県が財政運営の責任主体として保険給付を行うこととなり、市町村は都道府県へ保険給付の財源となる納付金を納めることになったため、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第7号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、令和2年3月末に期限を迎えるみなし支援員（基礎資格を有する研修未受講者）について、これまで同様に放課後児童支援員としてみなすことができるよう、国の見直し時期に合わせて、経過措置期限を3年間延長するため、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第8号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてですが、県内及び町内で悪質な残土投棄事件が発生していることに伴い、埋立て等事業に対する規制を強化し、町民の生活環境をより保全していくため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、適用面積の下限值撤廃、土砂搬入禁止区域制度、土地所有者に対する勧告制度、生活環境の保全上支障のある悪質な残土投棄等を除去する措置制度の新設及び罰則の強化等です。

次に、議案第9号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてですが、民法改正及び連帯保証人に関する規定の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、民法改正により極度額の設定が必要となったことから、極度額に関する規定の追加、また法人による保証を受けることを可能とし、法人による保証を受けたものについては、連帯保証人を不要とできることを定めるものです。

次に、議案第10号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてですが、民法改正及び連帯保証人に関する規定の改正に伴い、町条例の一部を改正す

るものです。

主な改正点は、民法改正により極度額の設定が必要となったことから、極度額に関する規定の追加、また法人による保証を受けることを可能とし、法人による保証を受けたものについては、連帯保証人を不要とできることを定めるものです。

次に、議案第11号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。民法改正及び連帯保証人に関する規定の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、民法改正により極度額の設定が必要となったことから、極度額に関する規定の追加、また法人による保証を受けることを可能とし、法人による保証を受けたものについては、連帯保証人を不要とできることを定めるものです。

次に、議案第12号 工事請負契約の締結についてであります。令和元年度国補災害（工事）第1号、かつら水処理センター水害復旧工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第44条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号 町道路線の認定についてであります。道路法第8条の規定により、大字石塚地内の南団地建て替え事業に伴う4路線、町道1033号線と町道1034号線を結ぶ1路線を町道路線として認定するものです。

次に、議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議についてであります。県央地域首長懇話会の広域連携事業により、広域利用に指定する公の施設について協議を行う必要が生じたため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第16号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第10号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,275万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ112億8,021万4,000円とするものです。

歳入では、地方譲与税、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金及び諸収入を追加し、町税、地方消費税交付金、分担金及び負担金、県支出金、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費を減額し、災害復旧費及び公債費は財源更正を行うものです。

次に、議案第17号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,242万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,241万3,000円とするもの

です。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、諸収入を追加し、使用料及び手数料並びに繰入金を減額するものです。

歳出では、保険給付費、基金積立金及び諸支出金を追加し、総務費、国民健康保険事業費納付金及び保健事業費を減額するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ480万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億974万8,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加し、診療収入を減額するものです。

歳出では、総務費及び医業費を減額するものです。

次に、議案第18号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,061万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,593万4,000円とするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金を減額するものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

次に、議案第19号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、保険事業勘定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,096万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,863万円とするものです。

歳入では、保険料、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加し、国庫支出金を減額するものです。

歳出では、保険給付費及び地域支援事業費を追加し、総務費を減額するものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ502万5,000円とするものです。

歳入では、サービス収入を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加し、サービス事業費を減額するものです。

次に、議案第20号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,157万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,150万4,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金及び諸収入を追加し、国庫支出金及び町債を減額するものです。

歳出では、下水道事業費及び災害復旧費を減額するものです。

次に、議案第21号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ578万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,950万円とするものです。

歳入では、使用料及び手数料、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額するものです。

次に、議案第22号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。まず、収益的収入及び支出においては、既定予算額からそれぞれ2,487万8,000円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ7億652万8,000円とするものです。

収入では、営業収益及び営業外収益を減額するものです。

支出では、営業費用を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出については、収入の既決予定額から268万6,000円を減額し、収入予定額を1,711万9,000円とし、支出の既決予定額から2,690万3,000円を減額し、支出予定額を3億6,696万9,000円とするものです。

収入では、補助金及び負担金を減額するものです。

支出では、建設改良費を減額するものです。

次に、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算についてであります。概要つきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ125億700万円で、前年度当初比18.7%の増であります。

令和2年度につきましては、一般廃棄物処理施設建設に伴い、過去最大の予算規模となります。厳しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいりたいと決意しております。

次に、議案第24号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算総額は22億6,271万2,000円で、前年度当初比2.4%の減であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,403万円で、前年度当初比0.2%の減であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいりたいと決意しております。

次に、議案第25号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,278万6,000円で、前年度当初比13.9%の増であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいりたいと決意しております。

次に、議案第26号 令和2年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億7,655万7,000円で、前年度当初比4.5%増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ411万9,000円で、前年度当初比3.1%減であります。

予算の執行に当たりましては、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、必要な介護サービスを総合的に提供し、自立した生活ができるよう支援してまいります。適切な介護予防給付サービス計画を作成し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第27号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,676万3,000円で、前年度当初比3.3%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第28号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,969万6,000円で、前年度当初比0.2%の減であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出は6億9,831万6,000円で、前年度当初比6.1%の減であります。

また、資本的収入の予定額は3億7,789万2,000円で、支出の予定額は6億3,584万2,000円です。収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は13億3,415万8,000円で、前年度当初比17.3%の増です。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

以上、承認2件、議案28件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

議案第23号～議案第29号 質 疑

○議長（小塚 孝君） ここで、令和2年度予算については、予算特別委員会を設置し、付託の上、審議したいと存じますので、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算から

議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑に入ります。

最初に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算についてから議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

議員各位は、控室にお集まり願います。

午前10時55分休憩

午後 1時58分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言の訂正

○議長（小唄 孝君） ただいま町長から訂正の発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 先ほど説明をいたしました施政方針の中で誤りがありましたので、訂正をお願いします。

施政方針 3 ページ、上から20行目にあります令和 2 年度一般会計予算、前年度当初比 11.9%と説明しましたが、正しくは18.7%であります。11.9%の予算の増ではなくて、18.7%の予算の増ということで、単純な入力ミスでございます。

謝罪を申し上げまして訂正をいたします。申し訳ございませんでした。

常任委員会委員の選任について

○議長（小坪 孝君） 日程第34、城里町議会常任委員会の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会の選任につきましては、城里町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長より指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

総務民生常任委員会委員に、14番小坪 孝、11番小林祥宏君、9番関 誠一郎君、8番河原井大介君、6番藺部 一君、4番藤咲英美子君、2番加藤木 直君。

教育産業常任委員会委員に、13番鯉淵秀雄君、12番杉山 清君、10番阿久津則男君、7番三村孝信君、5番片岡藏之君、3番猿田正純君、1番桜井和子君。

以上の諸君を各常任委員会委員にそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に委員会室において総務民生、教育産業の各常任委員会の順に正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 2時00分休憩

午後 2時00分開議

○議長（小坪 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員会正副委員長の報告

○議長（小唄 孝君） 各常任委員会の正副委員長、互選の結果についてのご報告をいたします。

総務民生常任委員会委員長に6番 菌部 一君、副委員長に2番 加藤木 直君、教育産業常任委員会委員長に7番 三村孝信君、副委員長に3番 猿田正純君がそれぞれ就任いたしましたので報告いたします。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第35、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長によって指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議長によって指名いたします。

議会運営委員会委員に、10番 阿久津則男君、9番 関 誠一郎君、8番 河原井大介君、7番 三村孝信君、6番 菌部 一君、3番 猿田正純君、2番 加藤木 直君。

以上の諸君を議会運営委員会委員にそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、委員会室において議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 2時05分休憩

午後 2時05分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の報告

○議長（小唄 孝君） 議会運営委員会の正副委員長互選の結果について報告いたします。

議会運営委員会委員長に9番 関 誠一郎君、副委員長に8番 河原井大介君がそれぞれ決定いたしましたのでご報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時05分休憩

午後 2時05分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小唄 孝君） ただいま笠間地方広域事務組合議会議員の三村孝信君、猿田正純君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、笠間地方広域事務組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

笠間地方広域事務組合議会議員の辞職許可について

○議長（小唄 孝君） 追加日程第1、笠間地方広域事務組合議会議員の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、三村孝信君、猿田正純君の本会議場退場を求めます。

〔7番三村孝信君、3番猿田正純君退場〕

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

ただいまの2名の諸君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

以上、2名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。

三村孝信君、猿田正純君の本会議場入場を認めます。

〔7番三村孝信君、3番猿田正純君入場〕

日程追加

○議長（小唄 孝君） ただいま笠間地方広域事務組合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、笠間地方広域事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行い

たいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第1号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（小唄 孝君） 追加日程第2、選挙第1号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

笠間地方広域事務組合議会議員に13番鯉渕秀雄君、5番片岡藏之君、以上の2名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した2名の諸君を笠間地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名の諸君は、笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された2名の諸君が本会議場におられます。ここで城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、13番鯉渕秀雄君、5番片岡藏之君、両名に当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時12分休憩

午後 2時12分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小唄 孝君） ただいま水戸地方農業共済事務組合議会議員の杉山 清君、加藤木 直君、桜井和子君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞職許可について

○議長（小唄 孝君） 追加日程第3、水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、杉山 清君、加藤木 直君、桜井和子君の本会議場退場を求めます。

〔1 2 番杉山 清君、2 番加藤木 直君、1 番桜井和子君退場〕

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

ただいまの3名の諸君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

以上、3名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。

杉山 清君、加藤木 直君、桜井和子君の本会議場入場を認めます。

〔1 2 番杉山 清君、2 番加藤木 直君、1 番桜井和子君入場〕

日程追加

○議長（小唄 孝君） ただいま水戸地方農業共済事務組合議会議員が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

[追加日程配付]

選挙第2号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について

○議長（小坏 孝君） 追加日程第4、選挙第2号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

水戸地方農業共済事務組合議会議員に、3番猿田正純君、2番加藤木 直君、1番桜井和子君、以上の3名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した3名の諸君を水戸地方農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名の諸君は、水戸地方農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された3名の諸君が本会議場におられます。ここで城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、3番猿田正純君、2番加藤木 直君、1番桜井和子君、3名に当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時18分休憩

午後 2時18分開議

○議長（小坏 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小坏 孝君） ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の菌部 一君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職許可について

○議長（小唄 孝君） 追加日程第5、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、菌部 一君の本会議場退場を求めます。

〔6番菌部 一君退場〕

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

ただいまの菌部 一君の茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

菌部 一君の茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任を許可することに決定いたしました。

菌部 一君の本会議場入場を認めます。

〔6番菌部 一君入場〕

日程追加

○議長（小唄 孝君） ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小唄 孝君） 追加日程第6、選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に11番小林祥宏君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した11番小林祥宏君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11番小林祥宏君は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ここで城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程追加

○議長（小唄 孝君） ここで日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま町長より、議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてご提案がありました。

この際、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小唄 孝君） 追加日程第7、議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を
求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めること
についてであります。城里町大字阿波山1147番地の4、関 誠一郎議員を監査委員に選任
したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。議員の審議
を求めます。

○議長（小唄 孝君） ここで地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認め
られますので、関 誠一郎君の本会議場退場を求めます。

〔9番関 誠一郎君退場〕

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第31号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第31号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで9番関 誠一郎君の本会議場の入場を認めます。

〔9番関 誠一郎君入場〕

予算特別委員会の設置・付託

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第23号から議案第29号の7件についてお諮りいたし

ます。

議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算についてから議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第109条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により、予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第29号については、予算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時32分休憩

午後 2時32分開議

○議長（小坏 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

○議長（小坏 孝君） お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会議員委員会条例第6条第3項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番桜井和子君、2番加藤木 直君、3番猿田正純君、4番藤咲英美子君、5番片岡藏之君、6番菌部 一君、7番三村孝信君、8番河原井大介君、9番関 誠一郎君、10番阿久津則男君、11番小林祥宏君、12番杉山 清君、13番鯉渕秀雄君の以上13名の諸君を予算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 2時33分休憩

午後 2時33分開議

○議長（小坏 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小唄 孝君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に10番阿久津則男君、副委員長に9番関 誠一郎君が選任されましたので、ご報告いたします。

議案書の差し替え

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

ただいま町長より、日程第33、議案第30号について、議案書を差し替えたいとの申出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第30号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（小唄 孝君） 日程第33、議案第30号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第30号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本年3月31日任期満了により退任されます教育委員菌部早苗さんの後任として、城里町大字塩子2389番地にお住まいの綿引ひとみさん61歳を推薦するものでございます。

綿引さんは、昭和60年度から平成16年度まで七会幼稚園に、平成17年度から平成30年度まで常北幼稚園に幼稚園教諭として勤務され、城里町の教育に積極的に関わっていただいたことから、教育委員をお願いするものです。

性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であり、本町教育行政の尽力にご尽力いただけるものと確信しております。

よって、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同

意を求めるものです。

日程の変更

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第30号を先議したいと思えます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号を先議することに決定いたしました。

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第30号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第30号に対する討論はございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第30号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日4日から9日までは休会であります、5日及び6日の2日間は予算審議のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるよう、よろしく願います。

次の会議は、10日の午前10時に再開し、一般質問から入りますので、午前9時50分までに議員控室にご参集ください。

本日は以上で散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時36分散会